

令和 5 年 6 月 9 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01301

研究課題名（和文）リスク統御モデルの議会法理論 秩序形成のネットワーク化と動的知識形成

研究課題名（英文）A seek for a new theory of parliamentary law

研究代表者

赤坂 幸一（Akasaka, Koichi）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：90362011

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、議会立法者が事前に自らの規律の結果につき十全な知識をもたない領域が増加し、むしろ、規制の名宛人が当該規制のもつリスクについて最もよく知っている、という動的知識形成や共同規制に関わる内外の理論状況を踏まえて、このような私的アクターが有する知識や動的に生成された知識をいかにして収集し、公共体の透明な統治構造の中に取り込むか、という問題構造の解明に取り組んだ。このようなガバナンスやリスク統御理論に関わる論考を収めた単著『統治機構論の基層』が、本研究の成果として間もなく刊行される予定である（2023年7月刊行予定）。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、1）フォーマルな権威を有する公的機関による専門的知識の集積及び決定（government）から、2）フォーマルな権威をもたないが、ある政策領域において実効的に機能するインフォーマルなものをも含んだ規制メカニズムの総体（governance）へと視野を拡大しつつ、3）そのような動的知識形成を背景とする秩序形成のネットワーク化をいかに行うかという独自の視覚から、議会立法者がいかなる範囲・手法で実効的な公的統制を行おうのかについての検討を行った。この点に、本研究の学術的意義および社会的意義が存する。

研究成果の概要（英文）：In this research program, the main focus is laid on how we can access to the special knowledge held by private parties or persons who are to be governed by public sections but who know far well about the fields to be regulated, and how we can deal with this embarrassing situations in which parliamentary legislators know far less about the matters to be regulated, compared to the private persons working daily in such a field. Answers are suggested in many articles written by the author, some of which will be published as a book before long.

研究分野：憲法

キーワード：憲法 議会 ガバナンス 政党 秩序 統治機構

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 従来、おもに行政法学の領域において、動態的知識形成の問題を扱う研究動向が散見されるようになったが、それが従来の公法学の前提としていた公的アクター(議会や内閣・行政官庁)による秩序形成プロセスのあり方にどのような変容をもたらし、例えば議会の持つ公開性原理にどのような影響を与えるのか、それが象徴的な「意味の世界」を構成する伝統的な議事空間といかに接合するのか、すなわち民主的正統性と専門的正統性を憲法学の観点からいかに根拠づけるべきかといった問題関心は、わが国ではほとんど顧みられてこなかった。

(2) それゆえ、これまでの高度のVUCA性が支配する領域では、リスク統御モデルや秩序形成プロセスのネットワーク化を踏まえた、新たな秩序形成システムを構想する必要性が存するのであって、そこでは、立法者自身が詳細な規律を行うのではなく、基本法律(Grundsatzgesetz)ないし準拠法(Rahmengesetz)により、基本的な方向性を指示し、事態の進展に即応した柔軟かつ専門的な知見の柔軟な摂取・反映プロセスを、新たな秩序形成プロセスとして議会制度へと組み込むことが喫緊の課題であった。

(3) そこで本研究では、このような新たな問題現象に、憲法学の観点から分析を加え、憲政史の知見を加味しつつ、統治機構の運用の改善や統治機構改革に資する具体的な処方箋を示そうと試みるに至った。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究は、立法プロセスの政府化及び非議会化と呼ばれる現象が、従来、立法作用の中心フォーラムと考えられてきた議会の位置づけ自体に修正を迫っていることを踏まえ、そのような現象が生じた原因とその帰結、議会プロセスへの影響等について、公法学の観点から本格的な理論的分析を行い、統治構造の改善に向けた考察を行おうとするものである。

(2) 具体的には、そのような現象をもたらした構造変化のうち、アルゴリズム規制、リスク決定(動態的知識形成)及びネットワーク化の3点に着目して、従来とは異なる議論地平の可能性を検討することを企図して研究を遂行した。

## 3. 研究の方法

(1) 上記(2)のうち、第2点との関係では、議会の決定にいかんして専門知を反映させるかという観点から立法事前評価制度、とりわけドイツの国家法規監理委員会の機能に着目することで、議会審議に重要な立法事実が的確に反映されるための前提を確保することが重要ではないかと考え、このような観点からの比較法研究に重点を置いた。

(2) また第3点との関係では、政党法制の憲法化、および公平・公正な政党間競争ルールの憲法的定礎のあり方に着目することで、分散化が進む秩序形成の結節点としての政党の機能をいかに確保するかという視点からの行えるよう試みた。

## 4. 研究成果

(1) 伝統的・古典的な公法学においては、立法者が実体的・形成的な規範定立を行い、そこに含まれるプログラム内容を行政が「執行」として想定されてきた。しかし、このシステムが機能するためには、立法者が、行政に指示する措置の前提と結果につき、予め知悉していることが必要になる。ところが、ある措置の結果につき立法段階では正確な予測が不可能なリスク法の領域(例:遺伝子改変が将来的にどのような影響をもたらすかにつき、既存の経験値からは不確実にしか知り得ない領域)や、技術的・経済的基盤の急速な変動、あるいは多数の利害関係者の関与により、規制の前提・結果につき不確実にしか知り得ないような領域においては、高度の不確実性が支配しており、立法者は、必要な知識の生成、及びそれに基づくリスクの制御を、執行者に委ねざるを得ないという現象が多く見られる。具体的には、テレコミュニケーション法や銀行法、医事法の領域などが挙げられる。

(2) このような問題領域においては、立法段階で予め法益衡量を完結させ、それを適用する、

という古典的な執行モデルではなく、立法者が暫定的な決定を行い、爾後の段階的な知識形成・フィードバックを可能ならしめるような衡量基準・手続・組織を行政に指示するという行き方（リスク統御モデル）に立脚して、不確実性の支配する領域における規律のあり方を構想することが必要である（決定の暫定化・段階化・動態化）。

（３）また、例えば統御手法・結果に決定的な影響をもつアルゴリズムの開発・修正、及び解析対象となるビッグ・データの集積など、高度の専門的知識が必要な領域では、グーグル等のインターネット企業やアルゴリズム構築技術をもつ民間企業との協働が必要になる。すなわち、アルゴリズムに対する規制を行う公的主体よりも、アルゴリズム開発を行う私的主体の方が専門的知識をもつ現状に照らした場合、従来型の法律執行モデルはそのままでは妥当しえず、詳細の規律を執行段階に委ねたり、秩序形成プロセスに専門家・私的主体を組み込むネットワーク化現象が見られたりすることになる。

（４）これらの問題状況に対して、本研究では、主として、分散化する秩序形成ネットワークの結節点としての政党機能に新たに光を当て、地域・個人のライフスタイル全てをカバーする包括的な政党像から、結節機能を果たす政党たるための制度的考察を行なった。また、議会審議にそのような分散化した知識をいかにして反映させるのかという観点から、立法事前評価制度や、とくに効率性やデジタル対応性、負担緩和の観点を加味した国家法規監理委員会によるダブルチェック制度の意義および限界についての考察を行なった。それ以外にも同様の観点から多数の制度分析視点を提供しているが、具体的には後掲の参考文献を紐解かれたい。

（５）なお、以上の考察の成果のうち主要なものを取り込んで、単著『統治機構論の基層』として刊行する予定である（2023年7月）。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 赤坂幸一	4. 巻 98(5)
2. 論文標題 2011年センサス法の合憲性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 自治研究	6. 最初と最後の頁 136-145
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 知更, 尾崎 一郎, 赤坂 幸一, 大河内 美紀, 宍戸 常寿, 西村 裕一, 山本 龍彦	4. 巻 37
2. 論文標題 日本国憲法のアイデンティティ (NUMBER:11)憲法の危機と日本社会 : 法社会学との対話 座談会	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 152-173
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 林 知更, 尾崎 一郎, 赤坂 幸一, 大河内 美紀, 宍戸 常寿, 西村 裕一, 山本 龍彦	4. 巻 38
2. 論文標題 日本国憲法のアイデンティティ (NUMBER:12)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 168-195
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤坂幸一, 川人 貞史, 大河内 美紀, 宍戸 常寿, 西村 裕一, 林 知更, 山本 龍彦	4. 巻 35
2. 論文標題 日本国憲法の制度的帰結の政治学的分析 : 現代政治学との対話	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 166-183
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本 龍彦 , 小熊 英二 , 赤坂 幸一 , 大河内 美紀 , 宍戸 常寿 , 西村 裕一 , 林 知更	4. 巻 34
2. 論文標題 憲法の「余白」と社会 : 歴史社会学との対話	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 138-150
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤坂幸一	4. 巻 5
2. 論文標題 政党本位・再考	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 憲法研究	6. 最初と最後の頁 49-59
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤坂幸一	4. 巻 773
2. 論文標題 近代国家の三層モデル : ネットワーク国家	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 75-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤坂幸一	4. 巻 772
2. 論文標題 政党をめぐる憲法秩序・補遺	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 72-77
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 赤坂幸一	4. 巻 771
2. 論文標題 政党をめぐる憲法秩序	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 100-105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 赤坂幸一
2. 発表標題 憲法問題としてのオンライン国会
3. 学会等名 参議院憲法審査会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 赤坂幸一
2. 発表標題 議員特典についての歴史的・比較的考察
3. 学会等名 参議院改革協議会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 鈴木 敦 編・出口 雄一 編・赤坂 幸一 著・荒邦 啓介 著・江藤 祥平 著・西村 裕一 著・ 廣田 直美 著・守谷 賢輔 著	4. 発行年 2021年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 368
3. 書名 戦後憲法学の群像	

1. 著者名 曾我部 真裕/赤坂 幸一/櫻井 智章/井上 武史【編】	4. 発行年 2021年
2. 出版社 三省堂	5. 総ページ数 503
3. 書名 憲法秩序の新構想 大石眞先生古稀記念論文集	

1. 著者名 福島至編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 29
3. 書名 團藤重光研究 法思想・立法論、最高裁判事時代	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------